

【緊急】文化庁にパブリックコメントを提出しよう!!

文化庁は9月30日、著作権法施行令の改正に関するパブリックコメント(意見提出手続)の募集を開始しました(10月13日締め切り)。今回、募集されるのは682名のアーティストや音楽評論家ら業界関係者による反対声明、59050名に及ぶ請願署名など世論の猛反対が巻き起こったにも関わらず成立をゴリ押しした著作権法の施行令に関するものです。

文化庁の報道発表では輸入禁止期間を「4年」とする方針であることが明らかにされましたが、この年数の根拠は「関係権利者の利益の確保と、関係事業者や消費者の利益の調和を図ることを基本としつつ、音楽レコードの国内市場における流通期間や、相当の売上げが期待される期間を総合的に勘案して検討した結果」と言う非常に曖昧なものでしかなく「発売から3ヶ月以内に総売上の90%以上をさばくのが普通」と言われる邦楽市場の実態からはかけ離れているうえ時限再販の主流となっている半年を超える(実に8倍にも及ぶ)輸入禁止期間の必要性について、明確な説明がなされたことは過去に一度もありません。

この機会に、日本が誇って来た「世界で最も多様な音楽に接することが可能な環境」がこの法律によって破壊されることを憂慮し、反対の声を挙げた有志が総力を結集して「輸入禁止期間は時限再販の主流となっている『半年』以内とすること」を始め、現状のいくらかでも恣意的拡大解釈が可能な状態である法律の運用に厳格な制約を課すことを文化庁に対して要求しなければなりません。どうか、この悪法が奪おうとしている「音楽を聴く自由」を少しでも護るために文化庁へパブリックコメントを提出してください。よろしくお願いいたします。

【お願い】決して、1人で提出して「終わり」にしないでください。

ご家族や友人にも呼びかけて、1人でも多くの意見を文化庁に送ってください。

また、今月はこのパブリックコメント以外に「著作権法改正要望に関するパブリックコメント(仮)」も実施される予定です(詳細は<http://publiccomment.seesaa.net/>を参照)。今回のような業界権益優先の著作権法改悪を阻止するため、併せてご協力をお願い致します。

郵送する場合…… 〒100-8959 文化庁長官官房著作権課 法規係(御中)

FAXで送る場合…… (03) 6734-3387

メールで送る場合… chosaku@bunka.go.jp

締め切り…………… 10月13日(水)

郵送またはFAXで提出する際は、このチラシの右側を切り取ってご活用ください。

※ このチラシは「著作権法改正要望のパブリックコメントを提出する」運動(<http://publiccomment.seesaa.net/>)の一環として配布されています。

文化庁 長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法施行令の改正に対する意見

- (1) 氏名・・
職業・・
- (2) 住所・・〒
電話・・ () ー
- (3) 意見・・